



「働き方改革による働きがいの向上のための制度の見直し」の提案を受ける!②

⑤エルダー社員に関する見直し

(1) エルダー社員への保存休暇の新設

①保存休暇については、社員から引き続いて勤務しているものとして取り扱う。 **新設**

(注) 定年前に累積した保存休暇は、エルダー社員として採用された以降も、引き続き使用できるものとする。

②移行措置

ア 2020年4月1日現在、エルダー社員である者であって、2015年4月1日から2020年4月1日までにエルダー社員として採用された者については、定年前に累積した保存休暇を2020年4月1日に付与する。

イ エルダー社員として採用された後に2015年4月1日から2018年3月31日までに失効した年休のうち、各年度2日を限度として1日単位で、アに加え保存休暇を2020年4月1日に付与する。ただし、アに定める保存休暇と合計し、20日を限度とする。

ウ エルダー社員として採用された後に2018年4月1日から2020年3月31日までに失効した年休のうち、各年度4日を限度として1日単位で、アに加え保存休暇を2020年4月1日に付与する。ただし、ア及びイに定める保存休暇と合計し、30日を限度とする。

※ 保存休暇は、本体エルダーか、出向先に保存休暇制度がある場合に使用できる。

(2) エルダー社員の休暇の見直し

エルダー社員に「配偶者出産休暇」を新設するとともに、「育児休暇」及び「静養休暇（毎潮2日以内の必要な期間）」を無給休暇から有給休暇に見直す。 **拡大**

※ 事由及び期間等については、社員と同様に取り扱う。

(3) エルダー社員の精勤手当の支給範囲の見直し

精勤手当は、6月1日（夏季支給）及び11月1日（年末支給）にそれぞれ在籍するエルダー社員及び基準日前1箇月以内に雇用契約を終了したエルダー社員に対して支給する。ただし、支給日までの間に懲戒解雇された者については、精勤手当を支給しない。

※ 支給されない要件が「懲戒解雇」となる。

⑥グリーンスタッフに関する見直し

(1) グリーンスタッフの年次有給休暇の付与日数の見直し

2020年4月1日以降のグリーンスタッフの年次有給休暇の付与日数について、社員と同様に取り扱う。 **拡大**

(2) グリーンスタッフの休暇の見直し

グリーンスタッフに「結婚休暇」及び「配偶者出産休暇」を新設する。 **拡大**

※ 事由及び期間等については、社員と同様に取り扱う。

その③へ続く